

申込・問い合わせ先

相楽広域行政組合事務局（相楽消費生活センター）

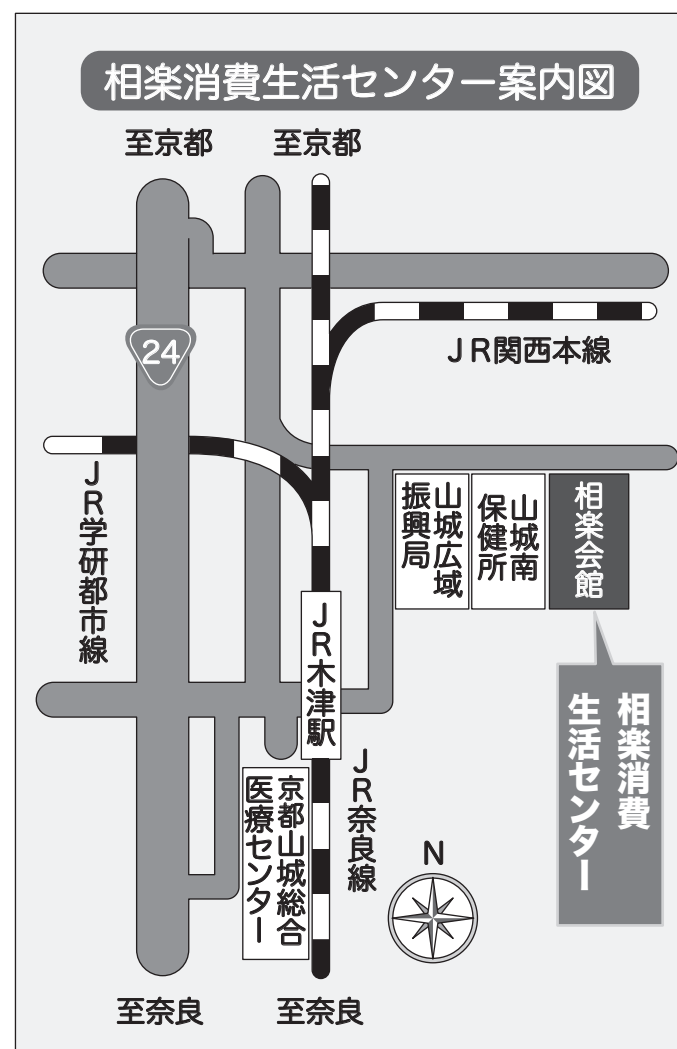
〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15番地（相楽会館内）
TEL：0774-72-0421 FAX：0774-72-0470

ホームページ

URL <http://www.souraku-kyoto.or.jp>

相楽広域行政組合

検索



木津川市民・相楽郡の住民の皆さんへ

消費生活

出前講座

地域・学校・職場の集まりに、
消費生活の安心・安全に関する講座の
講師を無料で派遣します！



相楽消費生活センター

出前講座

■ 相楽消費生活センターの出前講座をご利用ください。

消費生活相談員が地域へ出向き、最近の相談事例を交えて悪質商法や振り込め詐欺などの被害未然防止と消費生活に関する知識の普及を図るための消費生活出前講座を開催しています。お気軽にご利用ください。



■ 開催日時、申込方法

原則、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとなります。

申し込みを希望する方は、申込書に必要事項を書いて開催希望日の30日前までに相楽広域行政組合事務局へファックスなどで送付してください。



「消費生活出前講座開催要項」は別紙参照

■ 内容

悪質商法や振り込め詐欺、契約に関することなど消費生活に関する内容を講師がわかりやすく解説します。

■ テーマ事例

- 悪質商法の新しい手口
- 契約トラブルとクーリング・オフ
- 振り込め詐欺に遭わないために
- 高齢者を狙う悪質業者の実態
- 訪問販売の注意点
- 若者を狙う悪質商法
- あなたもこんな目にあうかも～中学生 スマートフォントラブル注意報！～ など

注意 事項

- 講師の謝金はありません。
- 派遣については、原則、平日の昼間です。
- 資料のコピーや送付の費用について、主催者にご負担いただく場合もあります。

相楽消費生活センターをご利用ください！

消費生活トラブルなどでお困りの際は、消費生活センターをご利用ください。

センターでは、商品の購入・サービスの利用に伴うトラブルや多重債務、架空請求などでお困りの方の苦情、相談を受けています。

消費生活相談員が解決に向けたアドバイスや情報提供をします。

相談は無料、秘密は守られます。一人で悩まず、消費生活センターまでご相談ください。

相談の具体的な内容には次のようなものがあります



相談対象者

木津川市・相楽郡に在住、在勤、在学の方

相談受付日時

月～金曜日（ただし、祝日・年末年始を除く。）

午前9時から正午、午後1時から午後4時まで

場所

木津川市木津上戸15（相楽会館1階）

相談専用ダイヤル

0774-72-9955

お問い合わせ

相楽広域行政組合事務局

TEL: 0774-72-0421

FAX: 0774-72-0470

